

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	鹿沼市 (09205)
地域名 (地域内農業集落名)	清洲地区 (久野、深程、北半田)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	359.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	308.4 ha
② 田の面積	287.0 ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	21.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	26.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	135.1 ha
（参考）区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	138.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	138.7 ha

（備考）遊休農地面積1.1ha（うち1号遊休農地0.6ha、2号遊休農地0.5ha）

⑤は、清洲地区内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・久野の担い手耕作率は約3割台となっており、基盤整備されている農地も多く、大規模経営2法人と個人の中心経営体、その他経営規模の大きい営農者によって耕作されている。耕作放棄地等は現在のところそれほど見受けられないが、将来的には営農が難しくなてくる農家も何軒か出てくる見込みである。
・深耕の担い手耕作率は約2割台である。久野同様、大規模経営2法人と個人の中心経営体、その他の営農者らで耕作されている。県道の西側でいくつか自己保全、遊休農地が見られるようになってきている。東側は基盤整備されており、将来的にも営農維持は可能と思われる。また、南の工業団地周辺農地では、木々が大きくなつたことにより稻作に悪影響が出始めている。
・北半田の担い手耕作率は約4割である。久野・深耕でも耕作する大規模経営1法人を含む中心経営体と中～大規模程度で経営する農家らで耕作されている。
・3つの集落で共通した課題として、野生鳥獣被害が年々増えてきており、基盤整備されているものの、一筆単位の面積が小さいため、今後、集約化が必要となることが挙げられる。

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- ・いずれの集落についても、大規模経営法人による営農がされているため、耕作が困難になってきた農地については、それらの法人や、規模拡大を希望する中心経営体への集積を図る。また、大規模経営体による作業が容易となるよう農地の集約化についても検討を行う。
- ・野生鳥獣被害については、行政と連携して、被害を最小限にとどめられるような試みを地域として取り組んでいくほか、獣害に強い作物に取り組む。
- ・鹿沼産米のブランド化等、兼業農家でも生計が立てられるような農業に取り組んでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	37.6 %	将来の目標とする集積率	50.0 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、102個所、平均132 a（令和6年度時点）

団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。（令和16年度）

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農業委員・農地利用最適化推進委員と連携しつつ、担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

農業経営意向調査の結果と担い手の意向の結果を踏まえ、農地バンクを活用し段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組

既に各地区で圃場整備が行われた。その基盤を生かしていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

- ・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
- ・営農組織の活動を強化していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

作業の効率化が期待できる畦畔草刈り、水管理は、市農業公社が、所有者と実施可能な者との仲介を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①獣害に強い作物に取り組む。

⑦多面的機能支払交付金を活用し保全・管理等に取り組む。

⑩集落営農組織の立ち上げを視野に入れ、大規模区画で営農できるような大型機械導入のため、国庫補助金獲得を目指す。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 年度)			
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
			ha	ha		ha	ha	
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha	

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

6 目標地図（別添のとおり）

- 7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）
-------------	--	---------------

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。